

調達管理番号(ロット1 : 23a00177/ロット2 : 23a00190)

入札説明書
【電子入札システム対象案件】

2023年4月24日
独立行政法人国際協力機構

独立行政法人国際協力機構の「ウクライナ国「緊急復旧・復興プロジェクト」向け機材（エネルギー分野）ロット1及びロット2」の調達に係る入札公告に基づく入札等については、当機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

本業務の入札は電子入札システムで実施し、提出書類の授受等入札手続きは電子入札システム経由となります。提出書類のメール送付、郵送及び持参は原則不可とさせていただきます。

1 公告日
2023年4月24日

2 契約担当役 理事

3 競争入札に付する事項

- ・ 件名 ウクライナ国「緊急復旧・復興プロジェクト」向け機材（エネルギー分野）ロット1及びロット2
- ・ 主要調達機材名及び仕様（詳細は機材仕様明細書を参照）：

ロット1：単巻変圧器等、ロット2：遮断機等

- (1) 取引条件：FOB機材出荷国国際港
- (2) 輸出者：受注者（ただし、on behalf of JICA）
- (3) 船積港：機材出荷国内の国際港
- (4) 引渡期限：別紙2 機材リストのとおり
- (5) 業務完了期限：2024年12月28日

4 担当部署等

(1) 担当部署

郵便番号102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部契約第三課（機材調達班）
TEL: 03-5226-6643
メール:e_sanka@jica.go.jp

(2) 書類の提出、授受方法

電子入札システム上で行います。

【電子入札システムポータルサイト】

<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人を言います。
- 2) 当機構から「独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者
具体的には、以下のとおり取扱います。
 - ア. 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
 - イ. 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
 - ウ. 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

- 3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者
具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 4) 次の各号の一に該当すると認められる者であって、その事実があった後2年を経過しない者
 - ア. 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ. 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
 - カ. 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 1) 公告日において、令和04・05・06年度全省庁統一資格にて「物品の製造」又は「物品の販売」の格付けを有する者（等級は問わない）
- 2) 日本国登記法人
日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること
- 3) 輸出実績を有する者

6 競争参加資格確認の申請

- (1) 本競争の参加希望者は、電子入札システムの「競争参加資格確認申請書」画面より全省庁統一資格審査結果通知書(写)をPDFで添付して提出してください。同システムを介して発注者から書類の授受の確認及び競争参加資格の有無について確認通知を受けなければなりません。
なお、下記の締切日時までに必要書類を提出しない者及び競争参加資格がないと通知された者は、競争に参加することができません。

ア. 競争参加資格申請書受付期間： 別紙「手続・締切日時一覧」のとおり

イ. 提出書類：

- 1) 令和04・05・06年度審査結果通知書(全省庁統一資格) 写し
- 2) 機材仕様明細書：ご提案予定の機材の仕様が要求仕様を満たすか記載し、ご提出ください
(原則各要求仕様を満たすか記載、その他機材のメーカー名等を記載すべき箇所は自由記述にて記載すること)。記載例は機材仕様明細書をご参照ください。

(2) 競争参加資格の確認結果が期日までに通知されない場合は、上記4. にお問い合わせください。

(3) その他

ア. 発注者は、提出された申請書を、本件の競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。

イ. 申請書に関する問い合わせ先は、上記4. を参照ください。

7 競争参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

- (1) 当機構より競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、通知した日の翌日から起算して7営業日以内、入札会で落札に至らなかった者は入札執行日の翌日から起算して7営業日以内に、その理由の説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. 担当部署等」までご連絡ください。

8 本件入札に関する質問

- (1) 機材仕様明細書の内容等、この入札案件に関する質問がある場合は、次に従い所定の様式により提出してください。

- ア. 質問受付期限及び提出方法: 別紙「手続・締切日時一覧」のとおり
 - イ. 注意: 質問受付期限を過ぎてから届いた質問及び口頭による質問に対してはお答えできませんのであらかじめ了承願います。
本件については、機材仕様明細書に記載している要求仕様以外のものを提案したい場合は、必ず提出期間内にその銘柄のカタログ等機材の仕様が確認できる書類を添付し採用の可否につきメールで質問してください。
- (2) 質問に対する回答は、別紙「手続・締切日時一覧」の日時に掲示します。
- ア. 質問回答は、掲載後に追加されて再掲載することがありますので、入札書提出までに必ず確認してください。
 - イ. 質問を受け確認したことによって、仕様・数量等が変更されることがあります。また、質問がない場合にも訂正が生じることがあります。いずれも「質問回答」欄に掲載しますので、本件競争参加希望者は、質問提出の有無にかかわらず、必ずご確認ください。入札金額は、掲載した全ての回答・訂正が反映されたものと見なされます。

9 辞退書の提出

- (1) 競争参加資格の確認を受けた者が競争参加を辞退するときは、電子入札システム「辞退書_提出」ボタンから辞退届を提出することとなっています。
辞退書提出期限: 入札書受付締切予定日時まで
- (2) (1)の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として今後の資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) その他
 - ア. 提出期限以降における辞退書の取り消しは認めません。

10 入札執行(入札)の日時

本入札において、再入札の可能性もあるため、入札者は開札予定日時に電子入札システムを操作できる場所で待機願います。再入札については、発注者から再入札実施日時を通知しますので、指定時間中に再入札書を電子入札で提出願います。

また、時間内に再入札もしくは辞退の意思表示がなされない場合には失格となります。

- (1) 入札書受付締切日時: 2023年6月5日正午
- (2) 開札日時: 2023年6月6日(ロット1)午後4時、(ロット2)午後4時30分
- (3) 再入札の場合は、発注者からのメール及び電子入札システムにより再入札の指示以降、上記同様に再入札書受付開始/締切及び開札予定日時を電子入札システムで確認した上で再入札書を提出して下さい。

11 入札者の失格

入札書受付締切予定日時までに入札書を提出しなかった場合(再入札時の場合も含む)には入札者を失格とします(受注者側のPCのトラブルによる場合も含む)。
その他入札執行者の指示に従わなかったときも失格とします。

12 入札方法等

- (1) 電子入札システムで入札を行います。
- (2) 以下の費用を含んだ総価(円)をもって入札金額とします。ただし、輸入通関は相手国政府の責任と費用負担で行います。
 - ア. 機材仕様明細書に示される全品目に対する機材代金
 - イ. 梱包条件書に基づく輸出梱包にかかる費用
 - ウ. 輸出通関費、貨物荷役費
 - エ. 技師派遣条件書に基づく派遣にかかる費用
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とします。
- (4) 本件は、輸出申告の名義を落札者とする輸出取引であり、契約金額に消費税はかかりません。
- (5) 一旦提出した入札書は、引換、変更又は取消すことができません。
- (6) 海外向け機材調達にかかる各種手続きは、「JICA海外向け機材調達の手引き(高額機材)」に記載しています。本入札で使用する所定の入札書式及び一般的な配慮事項等が含まれていますので、入札に参加する方は予め内容をご確認のうえ入札してください。同手引は次のURLからダウンロードできます。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/ku57pq00000qsp1h-att/i201702_tebik.pdf

- (7) 入札保証金は免除します。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

- (2) 入札書締切日時後に到着した入札
- (3) 明らかに連合によると認められる入札
- (4) 同一入札者による複数の入札
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 条件が付されている入札

1 4 落札者の決定方法

- (1) 発注者の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムの電子くじにより落札者を決定します。

1 5 入札手順等開札までに行うべきこと

- (1) 入札の手順
 - 1) 開札までに行うべきこと
入札者は電子入札システムにより入札書締切日時までに入札金額を入力・提出します。
 - 2) 開札
入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果をシステム上で入札者に開示します。
 - 3) 再入札及び不落随意契約交渉
 - ア. 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札通知書に記載の入札書受付/締切日時、開札日時及び入札最低金額に従って、再入札書を提出します。入札者は開札日時以降、入札結果を確認できるようPCの前で待機するようにお願いします。
 - イ. 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2回目の再入札を行います。再入札を2回行っても落札者がいないときは、入札を打ち切り、入札金額の最も低いものから、順次不落随意契約の交渉を行う場合があります。
なお、1回目もしくは2回目の再入札が応札者全員の辞退による不調に終わった場合には、その前の入札における入札金額の最も低いものから、順次不落随意契約の交渉を行うことがあります。

また、上記経緯による不落随意契約の交渉が不調であった場合には、再入札を辞退した者との間でも不落随意契約交渉を行う場合があります。

- (2) 入札途中での辞退
「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」表示を選択して辞退届を提出して下さい。
- (3) 落札者と宣言された者の失格
落札者と宣言された者について、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合には当該落札者を失格とし、改めて落札者を決定する場合があります。

1 6 内訳明細書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 落札者は、入札日の翌日から起算して1営業日以内に内訳明細書を提出してください。
- (2) 当機構における内訳明細書の確認及び内部手続きの完了後、契約相手と決定された者は電子契約書による契約を基本とし、当機構が契約書(案)を雛型に基づき作成し、電子署名により締結します。(契約書の日付は、内訳明細書の確認及び当機構の内部決裁が完了後に当機構が指定します。) なお、書面による契約を希望する場合は、落札後発注者へご照会ください。電子契約書の導入については次のURLをご参照ください。
https://www.jica.go.jp/announce/information/20221021_02.html
- (3) 契約書(案)の雛型は、当機構ホームページの次のURLに掲載する雛型のとおりです。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html
 - ア. 電子契約書を利用して契約締結する場合
本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。
 - イ. 従来の紙で作成された契約書にて契約締結する場合
本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

- (5) 契約保証金は免除します。

1 7 契約締結後の提出書類

- (1) 受注者は、危険品及び温度管理品について、契約締結後30日以内にその有無を所定の様式により当機構に提出するものとします。

- (2) 受注者は、検疫、梱包材の燻蒸証明取り付け、原産地証明、領事査証等、その他各種許可承認の手続きが必要な場合、受注者の責任において行ってください。
- (3) 受注者は、輸送書類を契約書に定める期限までに作成し、当機構に提出するものとします。提出が遅延したことにより発生する費用（倉庫料等）に関しては、受注者負担とします。
- (4) 薬品を調達する場合は、受注者は、納品予定日の7営業日前までに、その有効期限を所定の様式により当機構に提出するものとします。
- (5) 危険品があるときは、受注者は、契約締結後30日以内に、安全データシートを当機構に提出するものとします。

1 8 安全保障輸出管理

- (1) 受注者は、その責任において適切な輸出手続きと輸送を行うものとし、全品目について、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）、その他の輸出関連法規及び米国輸出規則（以下、まとめて「輸出規制法規」という。）による輸出規制該当品の有無を確認し、契約締結から30日以内にその結果を所定の様式により当機構に提出するものとします。
- (2) 受注者は、輸出規制法規による該非の判定に必要な資料（項目別対比表、パラメーターシート、米国輸出規則の輸出規制品目分類番号（ECCN）等）を、契約締結後30日以内に当機構に提出するものとします。
- (3) 輸出規制法規による輸出許可・承認の取り付けが必要な場合は、受注者が輸出許可・承認を申請するものとします。当機構は、当該物品の許可・承認に必要な情報のうち当機構が保有する情報を受注者に提供します。
- (4) 当該物品の許可・承認の取得が不可能であると判断される場合には、当該物品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取り止め、当該物品の契約を解除します。

1 9 留意事項

- (1) 応募者は、「JICA海外向け機材調達の手引き（高額機材）」、機材調達契約約款、契約書案、機材仕様明細書他附属書類を十分理解してから参加するものとします。
- (2) 委任状等に虚偽の記載をした場合においては、措置規程に基づき措置を行うことがあります。
- (3) 落札者が独占禁止法あるいは刑法に定める談合等不正行為を犯し、行政処分または刑が確定したときは、落札者は談合等不正行為にかかる違約金として契約金額の100分の10を当機構へ支払うものとし、また、この場合当機構は当該落札者とは契約を締結しません。もし契約締結後にかかる状況になった場合は、当機構は、契約書に基づき、同上の違約金を徴取するとともに、該当契約を解除します。
- (4) 正当な理由なくして次の各状況に該当する場合は、次回以降の入札参加をお断りする場合があります。
 - ア. 全品目の梱包才数、危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無について所定の期日までに提出がない場合
 - イ. 危険品及び温度管理品の有無、輸出規制法規による規制該当品の有無、薬品の有効期限の判定に誤りがあった場合
 - ウ. 全品目の梱包才数にその後の確定時と比べ大きな誤差があった場合
 - エ. その他関連業務が粗雑あるいは不誠実と認められる場合

2 0 情報の公表について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人の役員経験者の契約相手方への再就職の情報や当該法人との間の取引等の情報を公表することとされたことに伴い、JICAでも同情報の公表を行っています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構ホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、競争に参加していただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 公表の対象となる契約
 - 財産の買入れの場合、160万円を超える契約
- (2) 公表の対象となる契約相手方
 - 次のいずれにも該当する契約相手方
 - ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
 - （注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
 - イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(3) 公表する情報

契約ごとに、物品役務の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職名
- イ. 契約相手方の直近3年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・ 3分の1以上2分の1未満
 - ・ 2分の1以上3分の2未満
 - ・ 3分の2以上
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(4) 当機構の役職員経験者の有無の確認日：当該契約の締結日とします。

(5) 情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、ご協力をお願いします。

詳細は、次のページをご参照ください。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>

以上

様式集

<参考様式>

【入札手続に関する様式】

質問様式

【契約締結に関する様式】

最終見積書

内訳明細書（機材仕様明細書）

契約書 船積渡し/仕向地渡し

機材調達契約約款

梱包条件書

輸送条件書 船積渡し/仕向地渡し

【契約締結後の提出書類】

支払先口座届出書

輸出貿易管理令等調書

外国製品に関する調書

危険品・温度管理品の確認について

仕様変更届 受注者文書

仕様変更届 製造会社文書

検査願書

輸送書類提出様式・受領書

輸送日程報告カード

以上の様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式」「海外向け資機材の調達」「一般競争入札」よりダウンロードできます。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/oversea/op_tend.html

なお、宛名に理事名、件名、公告番号、公告日、入札日を記載する様式には、以下の通り記載してください。

- ・ 宛名：独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事
- ・ 件名：ウクライナ国「緊急復旧・復興プロジェクト」向け機材（エネルギー分野）ロット1及びロット2
- ・ 調達管理番号：ロット1：23a00177/ロット2：23a00190
- ・ 公告日：2023年4月24日
- ・ 入札日：2023年6月6日

公告日 2023/04/24

ロット1 : 23a00177 / ロット2 : 23a00190

メール送付先

e_sanka@jica. go. jp

No.	入札説明書該当箇所	授受方法	提出期限、該当期間	メール件名	備考
1	入札説明書に対する質問の提出	メール	公告日から2023/05/08(月)正午まで	【質問】(調達管理番号)_(法人名)_入札説明書	-
2	質問に対する機構からの回答掲載	-	2023/05/15(月)まで	-	機構がHPに掲載。但し、質問がない場合は、掲載はありません。
3	競争参加資格申請書の提出	電子入札システム	入札公告より2023/05/22(月)正午まで	-	受領確認を電子入札システムより通知します。
4	競争参加資格確認結果の通知	メール	2023/05/29(月)まで	-	確認結果を電子入札システムより通知します。
5	入札書の提出	電子入札システム	競争参加資格確認結果の通知より 2023/06/5(月)正午まで	-	入札書については、電子入札システムの所定の項目を入力ください。
6	入札執行(入札会)の日時	電子入札システム	2023/06/6(火) ロット1 : 16:00 / ロット2 : 16:30	-	入札結果については電子入札システムより通知します。

機材リスト

ロット 1	No.	機材名	数量 (セット)	引渡期限
	1	Surge Arrester 330kV	8	契約締結後6.5カ月以内
	2	Surge Arrester 220kV	4	
	3	Surge Arrester 150kV	6	
	4	Surge Arrester 110kV	1	
	5	Surge Arrester 35kV	1	
	12	Autotransformer	3	契約締結後15.5カ月以内
ロット 2	No.	機材名	数量 (セット)	引渡期限
	6	Circuit Breaker 110kV	20	契約締結後3.5カ月以内
	7	Current Transformer 110kV	9	契約締結後10.5カ月以内
	8	Disconnecter 330 kV with one earthing switch	18	契約締結後4.5カ月以内
		Disconnecter 330 kV with two earthing switches	11	契約締結後4.5カ月以内
	9	Circuit Breaker 330kV	20	契約締結後8.5カ月以内
	10	Current Transformer 150kV	30	契約締結後10.5カ月以内
11	Circuit Breaker 750kV ⁽³⁾	4	契約締結後8.5カ月以内	

梱包条件書

1 マーキング

梱包ケースの両サイドには、下記のマークをつけること。

- (1) ケース・マーク (黒字)
(Ukrenergo)



(Ukraine)
(インボイス番号)
C/No. (ケース番号/ケース数)

- (2) サイド・マーク (赤字)

TECHNICAL COOPERATION BY THE GOVERNMENT OF JAPAN

- (3) CAUTION/CARE MARK (TOP MARK等)

運送途中で取扱注意が必要な場合は、関連マーク (FRAGILE, HANDLE WITH CARE, THIS WAY UP, CENTER OF GRAVITY等) を見やすい位置に貼付。危険物がある場合は、安全な梱包とし、危険物である旨マークを貼付すること。温度管理品がある場合は、温度管理品である旨マークを貼付すること。

- (4) 注意事項

- ① 輸送中での盗難防止のため、梱包ケースにはメーカー名やメーカーのマーク、MADE IN JAPANの標記等をつけないこと。
- ② 梱包ケース毎にパッキングリストを作成し、パッキングリストに記載するケース番号と実際のケースに付けるケース番号・内容品は一致させること。
- ③ 梱包ケース内の各々の包装箱・袋には、契約書中の内訳明細書の該当するアイテム番号を付すこと。

2 梱包条件

ア 海上輸送・航空輸送の共通事項

- (1) 仕向地にて大型フォークリフト等がない場合を考慮し、一梱包の重量は単品を除きできるだけ500kgを超えないようにすること。
- (2) その上で、フォークリフトによる積卸しを想定して、梱包ケースには、滑材、すり材をつけること。

- (3) 各個の重量、容積を平均化し、梱包ケース内には緩衝材を入れて、中の資機材が動揺しないようにすること。また、梱包ケースには必要に応じて重心位置を示すこと。
- (4) 危険物は、国連で定められた輸送用容器(包装・梱包方法)で輸送すること。
- (5) 免税通関が完了するまで屋外の保税蔵置場に置かれることもあるため、中の資機材が雨水で濡れないよう必要に応じ防水処理を行い、結露による錆びを防ぐための乾燥剤の封入などの対応をすること。
- (6) 精密機械や有効期間があるもののような特別配慮を要する資機材については、メーカーと相談し、メーカーが機材の特性から本梱包条件書と異なる梱包方法を提案する場合は、それを採用すること。
- (7) 付属品を含む機材は、本体と付属品を原則同じ梱包ケースに含めることとし、開梱時に機材を容易に判別できるよう配慮すること。

イ 海上輸送梱包

- (1) 長期間の海上輸送に適した堅牢かつ取扱上便利な梱包であること。そのため、原則として、合板密閉梱包とする。梱包に使用する合板は、JAS規格の普通合板とすること。ただし、機材によっては嚴重梱包が必要な場合やパレット梱包、すかし梱包またはスチール梱包等が良い場合もあるので、メーカーと相談のうえ適切な梱包とすること。
- (2) 木材梱包とする場合は、次の条件によること。
 - ①原則としてJIS Z 1402以上の規格の木箱密閉梱包とする。
 - ②重量が500kg以上かつ長さ15m、幅5m、高さ5m以内の場合は、JIS Z 1403以上の規格の枠組箱密閉梱包。
 - ③仕向地により国連公表の国際基準（ISPM NO.15）に基づき熱処理・燻蒸などの必要な処理を行った木材を使用すること。
 - ④熱処理・燻蒸証明書：必要／不要。
- (3) 必要に応じ、梱包ケースの側板の上下又は中間、及びふた板の両サイド又は中間に、胴棧を打ちつけること。
- (4) 梱包ケースは、必要に応じ、帯鋼、すみ金、かど金により補強すること。
- (5) 電気機器、精密機械、その他特別配慮を要する機材については、真空バリア梱包とすること。
- (6) コンテナによる輸送の場合、20フィートまたは40フィートコンテナの内法寸法に配慮し、コンテナに納めたときに無駄の少ない大きさで各梱包ケースをまとめること。
- (7) FCLの場合は、その中の貨物は段ボール箱でもよい場合もあるが、LCLの場合は、合板密閉梱包又は木材梱包とすること。
- (8) 内陸輸送に当たって海上輸送用の梱包ケースを解体する場合に備え、各々のアイテムの包装をダブルカートン強化段ボール箱等内陸輸送に耐えられる

ものにしておくこと。

以上

輸送条件書

1 業務内容

- (1) 仕向港/到達地空港までの輸送手配
- (2) 仕向国輸入通関時に必要な書類（領事査証、原産地証明等）の確認と取得手配
- (3) 輸出貿易管理令等にかかる取引審査・該非判定、米国再輸出規制にかかる該当品の有無の確認、及び、該当品がある場合の輸出許可取得手続き
- (4) 船積書類（B/L/Air Waybill、インボイス、パッキングリスト等）の作成
- (5) 輸出通関手続き
- (6) 危険品がある場合の諸手続き
- (7) 温度管理品がある場合、輸送中（通関手続き中、内陸輸送中含む）の温度管理に留意すること。
- (8) 経由国を通過するための諸手続き
- (9) 上記に付随する業務

2 輸送条件

- (1) 船積港 機材出荷国内の国際港（受注者の手配による）
- (2) 仕向港 （発注者の手配による）
- (3) 輸送対象機材
海上輸送：別添リスト（海送）のとおり。
- (4) 業務の範囲
仕向港における本船への荷役まで

4 輸送書類

- (1) 必要書類と部数
受注者は、以下の書類が発行され次第、発注者に速やかに提出すること。

提出書類名	海上輸送
① 海上輸送：Bill of Lading *	正 3 部、写 3 部
② Invoice **	正 3 部
③ Packing List	正 3 部
④ 保険証券/Marine Cargo Policy	正 2 部、写 1 部
⑤ 海上保険料請求書/Debit Note	正 2 部
⑦ 原産地証明書	正 1 部、写 1 部
⑫ 輸送日程報告カード（確定）	写 1 部

⑭ 輸出許可通知書	正1部、写1部
-----------	---------

- * B/Lは荷受人宛の船積港/出発地空港から仕向港/到達地空港¹までの一貫した輸送責任を有する運賃払込済み無故障船荷証券 Clean B/Lとする。
- ** 書式は受注者のものを使用すること。荷受人宛として受注者署名入りとすること。

(2) 船積書類記載事項

(Consignee)

Ukrenergo

(Notify Party)

- ① Same as consignee
- ② JICA Ukrain Field Office,
E-mail: Sugimoto.Satoshi@jica.go.jp, Kasai.Katsuya2@jica.go.jp
- ③ JICA Headquarter
5-25 Nibancho, Chiyodaku, Tokyo
TEL : +81-3-5226-1246
E-mail: Amemiya.Miho@jica.go.jp

(Shipper) 受注者とする。ただし、on behalf of JICAと追記すること。

(その他)

以下の文言を記入すること。

“The above mentioned equipment is to be donated under Technical Cooperation by the Government of Japan.”

以上

¹ 仕向港/到達地空港から仕向地までの輸送も受注者が行う場合は、この一文を以下のように改める。

* B/Lは荷受人宛の船積港/出発地空港から仕向地までの一貫した輸送責任を有する Combined Transport (Multimodale) B/Lであり、運賃払込済み無故障船荷証券 Clean B/Lとする。

技師派遣条件書

- 1 対象機材：次のとおり。
 - （機材番号:12）単巻変圧器 750kVA
- 2 業務内容：

製品出荷国等における対象機材の据付指導、及びウクライナ国内での据付に係る遠隔での指導等。

※ウクライナへの派遣は現状は不可であるところ、第三国及び遠隔での対応を原則とする。

 - 1) 製品出荷国等における対象機材の据付指導

ウクライナ国内で対象機材を据付するために必要となる作業工程と内容を現場でハンズオンにより指導する。
 - 2) ウクライナ国内での据付に係る遠隔での指導

ウクライナ国内での据付時に、実際の作業環境、作業員の安全確保や必要工具等を確認しながら、作業の進捗を確認する。
- 3 技師の資格

据付指導、梱包担当技師は、当該分野の実務経験があれば、メーカー所属でなくても構わない。

 - 1) 据付指導技師：当該分野の実務経験10年以上
 - 2) 梱包技師（ウクライナ国内で必要となる機材の開梱を指導）：当該分野の実務経験10年以上
- 4 想定派遣人数、工数：

2名、合計100人日

<内訳> 1) 据付指導技師 80日間(ウクライナでの据付におけるオンラインサポート30日程度含む)

2) 梱包技師 20日間
- 5 スケジュール（案）

日	業 務 内 容 (案)
1	組立指導
2	据付指導
3	動作検証

4	操作・保守指導
5	JICA在外事務所への報告、現地出発

6 派遣手続き：

- (1) 受注者の責任において、航空便手配、ビザ取得、入国のための手続き、
宿舎手配等を行う。必要に応じ、発注者は側面支援を行う。
ビザ取得：不要
現地受入確認：不要
- (2) 受注者は、派遣国の安全情報、感染症情報等を確認し、派遣される技師
に情報を提供するとともに、必要な措置を取る。発注者は、必要に応じ
派遣国におけるJICA安全対策措置や国別生活情報等を受注者に提供する。
- (3) 受注者は、技師・派遣期間を決定次第、発注者に所定の様式にて連絡す
る。記載情報の概要は次のとおり。
 - ・派遣技師：氏名、連絡先等
 - ・所属先：緊急時連絡先等
 - ・派遣日程：旅程、業務スケジュール等
 - ・宿泊先：ホテル名、電話番号等
 - ・海外旅行保険：付保状況
 - ・外務省海外旅行登録（「たびレジ」）：登録状況（英文版は除く）
 - ・国際協力キャリア総合情報サイトPARTNERWeb安全対策研修受講状況
 - ・別添資料：パスポートコピー、海外旅行保険証券コピー

7 契約に含む費用：

契約には以下の費用を含む。

- ・旅費（航空賃、日本国内交通費、現地交通費、宿泊料等含む）
- ・人件費
- ・ビザ等入国のために必要な経費
- ・業務に必要な工具の運搬費用
- ・業務に必要な現地で調達する消耗品等の購入費
- ・その他必要な経費

8 支払：

技師派遣費用は、受注者が発注者に業務完了報告書を提出後、発注者の検査
に合格したあとに支払われるものとし、前払は不可とする。

請負契約のため、技師人数、派遣期間、旅費等が変動しても精算は行わない。

9 安全対策措置等

- (1) 受注者は、海外に派遣される技師の生命・身体等の安全優先を旨として、自己の責任と負担において、派遣する技師の勤務上の安全に配慮するとともに、第三国及び技師の業務場所における治安、災害等に関する情報を継続的に収集し、必要な安全対策を講じて、派遣する技師の安全確保に努めなければならない。受注者は、治安状況の変化その他重要な情報を入手した場合は、発注者に報告しなければならない。
- (2) 発注者は、受注者が派遣する技師の安全確保上重要と思われる情報を入手した場合は、受注者に対し速やかに提供するものとする。
- (3) 受注者は、技師の身体及び財産の安全を確保するために危険地域からの退避その他の措置（以下「安全対策措置」という。）を実施する場合は、発注者と協議するものとする。ただし、非常の場合又は危険切迫の場合等において、安全対策措置の速やかな実施について発注者と協議する時間がないときは、協議を経ないで安全対策措置を実施することができる。その場合、事後速やかに発注者に報告しなければならない。
- (4) 受注者は、派遣する技師に対し、以下の安全対策措置を講じるものとする。
 - 1) 技師について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。
 - ・ 死亡・後遺障害 3,000万円（以上）
 - ・ 治療・救援費用 5,000万円（以上）
 - 2) 業務を実施する国・地域への到着後、速やかに、滞在中の緊急連絡網を作成し、発注者の在外事務所等に提出する。なお、技師が3か月以上現地に滞在する場合は、併せて、在留届を在外公館に提出させる。
 - 3) 業務を実施する国・地域への渡航前に、外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録「たびレジ」に、技師の渡航情報を登録する。
 - 4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト（国際協力キャリア総合情報サイト PARTNER）上で提供する安全対策研修（Web 版）を派遣する技師に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない技師については、この限りではない。
 - 5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。
 - 6) 第2号及び第3号の規定は、日本国籍を持たない技師には適用しない。
- (5) 第1項の規定に拘らず、発注者は、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、受注者と共同で又は受注者によって、技師に対し安全対策措置のための指示をおこなうことがで

きるものとする。

10 参考情報：

図面

写真

リスト

スケジュール表

その他

以上

機材調達契約書

1. 件名	ウクライナ国「緊急復旧・復興プロジェクト」向け 機材（エネルギー分野）
2. 物品名及び数量	別添内訳明細書のとおり
3. 仕様	別添内訳明細書のとおり
4. 取引条件	FOB 機材出荷国国際港
5. 船積港	機材出荷国内の国際港
6. 引渡期限	別添内訳明細書のとおり
7. <u>技師派遣業務</u> ¹	<u>別添技師派遣条件書のとおり</u>
8. <u>技師派遣期間</u>	<u>20**年 月 日～20**年 月 日</u>
9. <u>業務完了期限</u>	<u>20**年 月 日</u>
10. 契約金額	金 円

頭書記載の物品（以下「契約物品」という。）の調達及び技師派遣業務の実施について、発注者 独立行政法人国際協力機構と受注者 会社名とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）機材調達契約約款（以下「約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「内訳明細書」
- （3）附属書Ⅱ「梱包条件書」
- （4）附属書Ⅲ「輸送条件書」
- （5）附属書Ⅳ「技師派遣条件書」

（契約業務）

第2条 受注者は、契約物品を頭書に示すところに従い調達し、発注者に引き渡さなければならない。

2 契約物品にかかる提出資料、電源仕様及び梱包の荷印については附属書Ⅰ

¹ 下線部は、各案件の条件により不要の場合がある。以下同様。
技師派遣業務のほか、現地作業、工事、修理、本邦研修などが付随する業務として含まれる場合がある。その場合は表記を改める。以下同様。

「内訳明細書」によるものとする。

- 3 契約物品のうち輸出のために必要な検査を受ける必要のある物品は、受注者が検査料を負担して検査を受け、これに合格したものでなければならない。
- 4 受注者は、附属書Ⅱ「梱包条件書」に基づく十分な輸出梱包を施すものとする。なお、熱処理が必要な場合は処理の上、その実施に係る証明書を発注者に提出するものとする。
- 5 受注者は、附属書Ⅲ「輸送条件書」に基づき、契約物品にかかる輸出通関、船積等輸出手続き、輸送手配（荷卸しの手配含む。）を行うものとする。
- 6 受注者は、船積完了後、発注者に対し速やかに船荷証券、梱包明細書等（以下「船積書類」という。）を提出しなければならない。

（引渡方法）

第3条 受注者は、機材調達契約約款第5条の検査に合格した契約物品について、発注者の指示に従い頭書に定めるところにより仕向(空)港に向けて船積を実行し、発注者が船積書類を受け取ったときをもって引渡しを完了したものとする。

（輸出管理）

- 第4条 受注者は、契約物品について、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)、輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)及びその他の輸出関連法規による許可・承認の取得並びにアメリカ合衆国による再輸出規制による許可の取得を要するか否かを確認し、発注者に報告しなければならない。
- 2 発注者は、前項による許可・承認の取得を必要とする物品（以下「該当品」という。）がある場合は、該当品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を当該許可・承認取得後まで留保するとともに、当該物品の引渡期限について別途定めることができる。
 - 3 受注者は、該当品を輸出するため、所定の申請手続を行うものとする。発注者は、受注者に対して申請に必要な書類を提出し、申請手続に協力しなければならない。
 - 4 発注者は、該当品の許可・承認の取得が不可能であると判断される場合、該当品及び同物品の使用に不可欠な附属物品の発注を取りやめ、当該物品の契約を解除することができる。この場合において、当該解除によって生じる損失は受注者の負担とする。ただし、当該解除が発注者の責による場合は、発注者が必要な範囲で負担する。
 - 5 受注者が第1項に定める報告を怠った結果生じる損害については、受注者が負担する。

(輸入通関)

第5条 仕向国における輸入通関は、荷受人又は発注者が行う。また、受注者の責に帰さない事由により生じる超過保管料は、荷受人又は発注者が負担する。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し発注者受注者両者記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

20**年 月 日

発注者

東京都千代田区二番町5-25

二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理 事 理事名

受注者

(住所)

(会社名)

(代表者役職)

(代表者氏名)

機材調達契約約款

(総則)

- 第1条 受注者は、発注者と受注者で別途締結する機材調達契約書（以下「契約書本体」という。）及び本約款に定めるところに従い、契約書本体頭書に記載する契約物品（以下「契約物品」という。）を調達し、発注者に引渡し、発注者は、受注者に対しその対価を支払うものとする。
- 2 契約書本体に技師派遣業務等付随する業務（以下「本付随業務」という。）が規定されている場合、受注者は、契約書本体及び本約款に定めるところに従いこれを完了し、発注者は、受注者に対し、その対価を支払うものとする。
- 3 受注者は、契約書本体及び本約款に定めるもののほか、契約書本体第1条に定める、契約書を構成する各文書に従い調達を行わなければならない。
- 4 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約（契約書本体及び本約款に基づく契約を指し、以下「本契約」という。）に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 5 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、本契約の業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。
- 6 受注者は、本契約の業務に関し、発注者が定める「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」等の各種ガイドラインを遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 受注者は、発注者の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(再委託等の禁止)

- 第3条 受注者は、本契約の業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 受注者は、前項に基づく発注者の承諾を得て本契約の業務を第三者に委託する場合、当該第三者に対し、本契約に基づき受注者に対して課せられる義務と同等の義務を負わせることとし、当該第三者の義務違反に基づく賠償義務についても連帯して責任を負う。

(所有権の移転・引渡し及び危険負担)

- 第4条 契約物品の所有権は、第5条に従った検査に合格した時に受注者から発注者に移転し、同時に当該契約物品は、発注者に引き渡されたものとする。
- 2 発注者への引渡しが完了する前に生じた契約物品についての滅失、損傷その他の損害（以下「滅失等」という）は受注者の負担とする。
 - 3 前項の滅失等が発注者及び受注者いずれの責めに帰することができない事由により生じたときは、発注者は、当該契約物品の代金の支払を拒むことができるとともに、本契約を解除することができる。

(検査)

- 第5条 受注者は、発注者への引渡しに先立ち、発注者の検査を受け、これに合格しなければならない。
- 2 受注者は、本付随業務の完了に際し、発注者の指定する者による検査を受け、これに合格しなければならない。
 - 3 発注者は、検査を行ったときは、その翌日から起算して10営業日以内に検査結果を受注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、第1項及び第2項による検査の結果、契約物品に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という）があった場合は、発注者は、具体的な契約不適合の内容を示して受注者に通知し、受注者は、直ちにこれを修補又は代替品を納入し、再度発注者の検査を受けなければならない。この場合において、検査結果通知の期日については前項の規定を準用する。
 - 5 発注者は、検査の一部を第三者に委任することができるものとする。

(契約不適合)

- 第6条 発注者は、引き渡された契約物品に契約不適合を発見したときは、契約不適合を知った日から1年以内に受注者にその旨を通知した場合に限り、受注者に対し、その補修、代替品の納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の履行の追完を催促したにもかかわらず、発注者が定めた期間内に受注者が履行の追完をしないときは、発注者は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者に対し、契約不適合に応じた契約物品の代金減額

を請求することができる。

- 3 発注者は、契約物品に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から1年以内に受注者に通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 本条の規定は、発注者による損害賠償の請求を妨げない。

(契約保証金)

第7条 発注者は、受注者に対し契約保証金を免除する。

(支払)

第8条 受注者は、発注者への契約物品の引渡し completed ときは、発注者に契約書本体頭書の契約金額（以下「契約金額」といい、本契約に従って契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額を指すものとする。）の支払を請求書により請求することができる。ただし、本付随業務がある場合は、当該業務が完了するまでは、契約金額から当該業務の対価を差し引いた金額の9割を請求金額の上限とする。

- 2 発注者は、契約書本体頭書の定めにより分割納入する場合であって、受注者から請求書により請求があったときは、その都度既納部分に対する金額を支払うことができる。この場合における支払については前項の規定を準用する。
- 3 受注者は、本付随業務の完了後、第5条第2項の検査に合格したときは、発注者に当該業務に対する対価の支払を請求書により請求することができる。
- 4 発注者は、受注者より適法なる支払請求書を受領した日から30日以内に当該請求金額を受注者に支払うものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の請求書の内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合において、当該請求を返付した日から是正された支払請求を発注者が受領した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に算入しないものとする。

(支払遅延利息)

第9条 発注者は、前条に規定する支払期間内に支払をしないときは、天災地変その他発注者の責めに帰すことのできない事由による場合を除き、受注者に対して、その期間満了の日の翌日から起算して支払をした日までの日数に応じ、遅延金額に対して履行期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で計算した支払遅延利息を支払うものとする。ただし、遅

延利息に1円に満たない端数があるときはこれを切り捨てる。

(期限延長と延滞違約金)

第10条 受注者の責めに帰する事由により受注者が契約書本体頭書の引渡期限までに(引渡期限日を含む。)引渡しができない場合であって、一定期間後に引渡しができる見込みがあるときは、発注者は、受注者に延滞違約金の支払いを請求するとともに、引渡期限の延長を認めることができる。

2 本付随業務がある場合、受注者の責めに帰する事由により受注者が契約書本体頭書の業務完了期限(業務完了期限日を含む。)までにこれを完了することができない場合であって、一定期間後に完了できる見込みがあるときは、発注者は、受注者に延滞違約金の支払いを請求するとともに、業務完了期限の延長を認めることができる。

3 前二項の延滞違約金の額は、契約金額のうち、当該期限までに引渡し又は本付随業務を完了していたら支払うべき金額に対し、遅延日数に応じ、本利率で計算した額とする。ただし、端数計算については前条の規定を準用する。

4 前項の規定にかかわらず、天災地変その他受注者の責めに帰することのできない事由によるときは、発注者は、受注者に延滞違約金を請求しないものとする。

5 契約書本体頭書において分割納入とする場合であって、受注者が分割納入毎の引渡期限内に納入できないとき、又は、契約書本体頭書において本付随業務の期限を複数回設定している場合であって、受注者がそれぞれの期限までに当該業務を完了できないときは、前項までの適用を受けるものとする。

(重大な不正行為に係る違約金等)

第11条 受注者(共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下、本条及び次条において同じ。)が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は、各号のいずれかに該当するごとに、契約金額の10分の2に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指示を受けた者が刑法(明治40年法律第45号)第198条(贈賄)に違反する行為を行い刑が確定したとき。

ア 本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的

イ 本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的(本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。)

- (2) 本契約に関し、受注者又は受注者の意を受けた関係者が本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条又は第8条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る)の規定による排除措置命令を受け、又は第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 受注者又はその意を受けた関係者(受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人)が、本契約の業務の実施に関し、刑法第96条の6(公契約関係競売等妨害)、独占禁止法第89条第1項又は同法第90条1号及び2号に違反する行為を行い刑が確定したとき。
- (5) 第1号、第2号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者(受注者が共同企業体である場合は、当該共同体の構成員のいずれか)が認めるとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の1が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。
- 2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は契約金額の10分の2を下ることはない。
- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は第12条の2に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。
- 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第1条第5項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して第1項から第3項までに規定する違約金及び賠償金を請求せず、又は当該債務の一部を免除することができる。ただし、第2号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を

怠ったものについては、この限りでない。

- (1) 第1項第1号又は第4号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められないとき。
- (2) 第1項第5号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の金額を連帯して支払う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本契約が終了した後も引き続き効力を有するものとする。

（発注者の解除権）

第12条 発注者は、受注者が次に掲げる各号の一に該当するときは、本契約を催告を要せずして解除することができる。

- (1) 第10条による引渡期限延長の場合を除き、受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が契約書本体頭書に定められた引渡期限内に契約物品を引き渡すことができないとき、又はその見込みがないと発注者が認めたとき。
 - (2) 第10条による業務完了期限の延長の場合を除き、受注者の責に帰する事由により、受注者が、契約書本体頭書に定められた業務完了期限までに本付随業務を完了できないとき、又はその見込みがないと発注者が認めたとき。
 - (3) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
 - (4) 受注者が次条第1項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、本契約の履行を果たさないとき。
 - (5) 受注者に不正な行為があったとき。
 - (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続き開始の申し立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
 - (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
 - (8) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本号及び第11条第1項において同じ。）が、次に掲げる各号の一に該当するときは、又は、次に掲げる各号の一に該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。
- イ 役員等（受注者個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の契約を締結する代表者をい

う。以下本条において同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定するところによるものとし、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。)であると認められるとき。

- ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であると認められるとき。
 - ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。
 - ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ヘ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - チ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - ヌ その他受注者が東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- (9) 契約物品が、特許法、著作権法等の法令に違反することが判明したとき。
- (10) 受注者が前条第1項各号の規定の一に該当する行為があったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、発注者に対し、契約金額の10分の2に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定により本契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由に

よって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当するものとみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（発注者の任意解除権）

第14条 発注者は、契約物品が引渡されるまでの間は、第12条の規定によるほか、必要があるときは、本契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により本契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第15条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本契約の業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

2 前項の規定により本契約を解除した場合においては、発注者は、受注者に対し契約金額の10分の2に相当する違約金を支払う。

（賠償金等）

第16条 受注者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払いを請求することができる。

2 前項の請求をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき本利率で計算した額の延滞金の支払いを受注者に請求する。なお、端数計算については第9条の規定を準用する。

（解除に伴う措置）

第17条 発注者は、本契約が解除された場合においては、既に納入を受けた契約物品又は発注者が認める期間内に納入を受ける契約物品につき、これを検査し、検査に合格したものについては引渡しを受けるものとし、本契約の業務の出来高部分について、検査を終了したものについては、引渡しを受け

ることができるものとする。

- 2 前項の引渡しを受けた場合は、発注者は、当該契約物品又は出来高部分に相当する契約金額を支払うものとする。

(不正行為等に対する調査・措置)

第18条 受注者が、第11条第1項各号又は第12条第1項各号に該当する疑いがあると認められる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を確認し、不正などの行為の有無を判断する。この場合において、発注者が調査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を受けることができる。受注者は、正当な理由なくこれを拒否してはならない。
- 3 発注者は、第11条第1項各号又は第12条第1項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができる。
- 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができる。

(秘密の保持)

第19条 受注者は、本契約の業務の実施上知りえた非公開の情報を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。

- 2 前項の規定は、本契約が終了した場合においても引き続き効力を有するものとする。

(契約の公表)

第20条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の氏名及び住所等が一般に公表されることに同意する。

- 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合には、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意する。

(1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること又は発注者において課長相当職以上の職を経験し、かつ受注者の役員等として再就職していること

(2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりと

する。

- (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
 - (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
 - (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
- 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、受注者は、同基準第13章第7節に規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意する。

(合意管轄)

第21条 本契約に関し裁判上の紛争が生じた場合には、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(準拠法等)

第22条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

2 本契約には、国際物品売買契約に関する国際連合条約(ウィーン売買条約)の適用は一切排除されるものとする。

(契約外の事項)

第23条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、書面によりこれを定める。